

# 第3回 自主点検チェックシート活用法及びインボイス制度研修会のご案内

「自主点検チェックシート活用法」及び「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の「第3回研修会」を、下記の通り、第1部、第2部を同会場にて開催致しますので皆様のご参加をお待ちしております。

**※10/7、12/15の第1・2回研修会と同じ内容となります。**

【第1部】○日 時 令和3年3月25日（木） 午後2時～午後2時30分

- 会 場 北部会館 3階会議室（名護市宇茂佐の森5-2-7）
- 内 容 「自主点検チェックシート活用法」
- 講 師 名護税務署法人課税部門 担当官
- 受 講 料 無 料

企業の税務コンプライアンス向上のための取組として法人会「自主点検チェックシート」を活用して企業における内部統制面の強化と経理の質の向上のため、文書管理、現預金、小切手、売掛金、未収金、棚卸資産などの管理体制の強化を図る。

【第2部】○時 間 午後2時35分～午後4時

- 内 容 「消費税法改正の概要から区分経理（記帳）、軽減税率導入後の申告書作成まで」
- 講 師 税理士 李 潤玉 先生（李潤玉税理士事務所所長）【名護市為又324-3】

**※再受講される方は、前回配付したテキスト「これで万全!!消費税複数税率の区分経理・申告ハンドブック」をご持参下さい。**

2019年10月より実施された消費税率の引き上げと軽減税率制度の導入に関連して、4年後の2023年10月1日より新たに「インボイス制度」が導入されます。これは複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。このインボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書・領収書等への必要な事項を記載するなどの対応が必要となります。

本説明会では、改めて軽減税率制度の概要説明を行った後、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の仕組みをはじめ、必要となる記載事項、制度開始までのスケジュールや経過措置等について詳しく説明致します。

○申込方法 このページを印刷下記申込書に記入の上、FAXにて本会までお申込み下さい。

※電話及びメールでの申し込み可。

○共 催 沖縄北部間税会、名護税務署

定員:25名

以上

## ※説明会開催における感染症の対応について

- ・会場では、消毒液の設置、幅広い座席の配置、会場の換気のための窓の解放など感染症対策を行います。
- ・研修会当日は必ずマスクを着用して頂き、発熱・咳などの症状が見られる場合には、出席をご遠慮下さい。
- ・感染状況の推移等により、急遽開催を延期又は中止させていただくことがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 第3回『自主点検チェックシート活用法及びインボイス制度研修会』参加申込書

令和3年3月 日

法人名		電 話	
氏 名 (担当者)		第1部 名	第2部 名

※各社2名以内のご参加まで

※参加申込書にご記入頂いた情報は、会員確認及び当研修会に関する連絡のみに利用致します。

(公社) 沖縄北部法人会

TEL(0980)54-3120/FAX(0980)50-9053

E-mail:info@okihokuhoujin.com